平成28年度末システム処理等について

1 2年間未利用の利用者登録の削除について

練馬区立図書館条例施行規則第6条第4項に基づき、最終利用日が 2015/03/27 以前の「個人」の利用者で、かつ、貸出データおよび予約データが無い利用者の登 録データを、下記のとおり削除します。

- ※「視覚障害者サービス利用者」「郵送サービス利用者」は、対象としません。
- (1) 削除日時 平成29年3月27日(月)午後
- (2) 削除データについて
 - データは完全に抹消されます。
 - ・該当者は「マニュアル 120 利用登録 4 (3)」にもとづき、カードを持っていても新規登録者として扱ってください。
 - ・削除対象者がカードを持参した場合、貸出処理では「未登録利用券です」、利用者登録処理では「データが存在しません」と表示されます。また、利用者本人も利用者ログインができなくなっています。
- (3) 最終利用日が 2015/03/28 以降の利用者について

最終利用日が2015/03/28以降の利用者は、最終利用日から2年間を経過すると、利用登録データは残っていますが、利用停止状態になります。

該当者の利用カードをスキャンすると、「利用者の有効期限が切れています。内容により貸出しできます。」という表示が出ます。「マニュアル 120 利用登録 4 (2)」にもとづいて対応してください。

2 人事異動等に伴う ELCIELO の利用制限について

4月1日付で異動される職員・スタッフについて、ELCIELOの所属館変更作業を行うため、以下のとおり I D・パスワード(以下、I D等という)が使用できない時期が発生します。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

- ① 練馬区立図書館の他館へ異動する常勤職員、非常勤職員、指定管理者および 窓口等業務委託受託者スタッフ
 - ⇒ 3月31日(金)は、終日ログインできません。
 4月 1日(土)から、これまでと同じID等で新所属館にログインできます。
 - <注意> ログイン後、画面右上の所属館が新所属となっていることを必ず確認 してください。
- ② 3月31日付退職者、他部署・練馬区外図書館への転出者
 - ⇒ 3月31日(金)まで通常どおりログインできます。4月 1日(土)以降は、ログインできなくなります。
- ③ 新規採用者、他部署から異動の常勤職員・非常勤職員、練馬区外の図書館から 転入の指定管理者・窓口等業務委託受託者スタッフ
 - ⇒ 「練馬区立図書館情報システム操作員登録通知書」を3月31日(金) までに各館の電算機担当者あてに送付します。

担当:光が丘図書館 事業統括係 田中